短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護人員基準表(単独・ユニット型)

| 記入年月日 | 年 月 日 | |
|-------|-------|--|
| 事業所名 | | |

□ 留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

チェック項目

| 項 目 | 内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
|--------------------------|---|---|----|---------------------------|
| 1 従業者の員数・ 資格 | 必要な人員が配置されているか。(下表に前月分の人数記載の上各職種について基準を満たすかチェック) | | | 老企第25 号 第3-8-1 |
| 活護介事的場定生すと満み活護介事的場定生すと満み | 職種 医師 生活相談 看護職 介護職員 栄養士 機制制練 指導員 他の従業者 関数 第動 非常動 ※上配の常動換 算数 第一 | | | 府基準 149 府予基準 131 |
| (医師) | ・1 名以上置いているか。 ・常勤換算方法で、利用者の数(前年度の平均人数とする。以下同じ)が 1 0 0 又は | | | |
| | その端数を増すごとに1人以上となっているか。 (例) 利用者 100 人まで 常勤換算方法で 1人 利用者 100 人超~200 人 常勤換算方法で 2人 | | | |
| | ・うち1人以上は常勤か。 | | | |
| | ・資格は適切か。(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員のいずれかを持っているか。) | | | |

| (介護職員又は看護 職員) | ・介護職員又は看護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端 数を増すごとに1人以上となっているか。 | | |
|------------------|--|--|--|
| | ・看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。 | | |
| | ・資格は適切か。(看護職員は看護師、准看護師の資格を持っているか。介護職員は 資格要件なし) | | |
| (栄養士) | •1 名以上置いているか。 ※但し、利用定員が40名を超えない指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護 事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより、当該事業所の効 率的な運営を期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは栄養士を置かな いことができる。 | | |
| (機能訓練指導員) | ・1名以上置いているか。 ※機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を 有する者とし、当該指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)事業所の他の職務 に従事することができるものとする。 | | |
| | ・資格は適切か。(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師(資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導の実務経験を有すること)のいずれかを持っているか。) | | 府基準 |
| (調査員その他の従 業員) | ・当該指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)事業所の実情に応じ た適当数を置いているか。 | | 180 府予 基準196 老企第25 号第3-8 -4(10) |
| (ユニットの勤務体 制) | 次の各号に定める職員配置を行なっているか。 ①昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置。 ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置。 ④上記③について、ユニットケアリーダー研修受講職員が2名以上いる。 | | |
| 2 管理者 | 常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、次のとおりで、管理業務に支障がないか。 イ 当該指定特定施設における他の職務に従事する場合 ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。 兼務状況(事業所名:)(職種:) | | 老企第25 号 第3-8- 1(5) 府基準 150府予 基準132 |
| | 管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | | 法75 則131 法115の 5 則 140 の2 |